

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	鹿児島県美容専門学校
設置者名	鹿児島県美容生活衛生同業組合

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	美容学科	夜・通信	170 単位時間	160 単位時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページによる公開 (https://kakenbi.jp/information/)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	鹿児島県美容専門学校
設置者名	鹿児島県美容生活衛生同業組合

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	（1）業界における人材の専門性等の動向 （2）国又は地域の産業振興の方向性 （3）実務に必要な最新の知識・技術・方向性 （4）その他、教育課程の編成に関連する事項 【活用実績】 実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成に活用する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 鹿児島県担当マネージャー	R7. 4. 1 ～R8. 3. 31	業界団体の役職員
ビューティサロン I 代表	R7. 4. 1 ～R8. 3. 31	知見を有する企業の役職員
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鹿児島県美容専門学校
設置者名	鹿児島県美容生活衛生同業組合

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 関係法令を遵守しつつ、より質が高く効率的な教育ができるよう検討を重ね、教務会議等の審議を経て作成しており、年度毎に各科目ごとの授業概要を作成し、4月上旬に公表する。	
授業計画書の公表方法	ホームページによる公開 (https://kakenbi.jp/information/)
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 所定の教科科目を履修し、履修すべき 2 / 3 以上の出席（実習を伴う教科は 4 / 5 以上）を満たすとともに、学科科目では定期試験を実施し、60 点以上を取得、実技科目では設定された合格基準の到達を目標とする。	
3. 成績評価において、GPA 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 所定の教科科目を履修し、履修すべき 2 / 3 以上の出席（実習を伴う教科は 4/5 以上）を満たすとともに、定期試験を実施し、学科科目全 7 科目、実技科目（各科目 100 点満点）の全科目の平均による順位を算出する。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	学校ホームページ (https://kakenbi.jp/information/)
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

＜衛生専門課程 美容科＞

本校では、以下に示す能力を身につけ、学則で定める基準により
所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定する。

1. 美容の基礎・基本技術を備える
2. 礼儀やマナーを備える

学則第20条

本校の全課程終了の認定は、学業成績、実習成績、素行及び
出席状況を総合考査して行う。

学科成績、実習成績、授業態度、操行及び出席状況等を総合考査し、
以下の条件を満たした者に修了の認定を行う。

- ・学則で定める必要な単位数を履修していること。
- (1)教科課目の区分ごとに、その教科課目の80%以上、
実習ならびに実技を伴う教科課目は80%以上を出席していること。
- (2)出席数が上記(1)に満たない場合は補講を受け、認定を得る。
 - ・定期考査による単位修得については、校長が別に定める。
- (1) 定期考査において評点が1年次60点以上、2年次70点以上であること。
- (2) 評点が上記(1)に満たない場合は追試験を受け、及第点に達した場合は認定を得る。
- ・授業料等の校納金に未払い遅延がないこと

卒業の認定に関する
方針の公表方法

学校ホームページ (<https://kakenbi.jp/information/>)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	鹿児島県美容専門学校
設置者名	鹿児島県美容生活衛生同業組合

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校ホームページ (https://kakenbi.jp/information/)
収支計算書又は損益計算書	学校ホームページ (https://kakenbi.jp/information/)
財産目録	学校ホームページ (https://kakenbi.jp/information/)
事業報告書	学校ホームページ (https://kakenbi.jp/information/)
監事による監査報告（書）	学校ホームページ (https://kakenbi.jp/information/)

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程	美容学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼間	2， 0 1 0 単位時間／単位	700 単位時間				1, 310 単位時間	
			単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
260 人		221 人	人	9 人	6 人		14 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）			
（概要）			
講義科目			
授業方法：座学による講義受講			
関係法規・制度	30単位時間	衛生管理	90時間
保健	90単位時間	化粧品化学	60時間
文化論	60単位時間	運営管理	30時間
教養	120単位時間	美術	40時間
色彩	30単位時間	美容技術理論	150時間
合計700時間			
実技科目			
授業方法：美容技術の習得			
美容実習	900時間	エステティック技術	60時間
メイクアップ技術	60時間	ネイル技術	60時間
着物着付技術	60時間	サロンワーク技術	170時間
合計1, 310時間			
総計2, 010単位時間			

成績評価の基準・方法
(概要) 所定の教科課目を履修し、履修すべき 2 / 3 以上の出席（実習を伴う教科は 4/5 以上）を満たすとともに、定期試験を実施し、学科科目全 7 科目、実技課目（各科目 100 点満点）の全科目の平均による順位を算出する。
卒業・進級の認定基準
(概要) 進級認定基準 本校の進級認定基準は、学業成績、素行及び出席状況等を総合考査し、進級認定基準細目により規定されている教務会議等の審議を経て校長が認定する。 卒業認定基準 本校の卒業認定基準は、学則第 19 条並びに卒業認定基準細目により規定されている教務会議等の審議を経て校長が認定する。 本校の教育理念である美容に関する知識技能を習得し、教養品位の有る有能な美容師を養成するべく、学業成績、実習成績、素行及び出席状況等を総合考査し、卒業を認定する。
学修支援等
(概要) 美容師国家試験に合格する基準に学生全員が達することが出来るよう、学科・実技の全てにおいて習熟度に応じて放課後に個別指導を実施する

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
89人 (100%)	人 (%)	89人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 美容室・アイラッシュサロン・エステサロン他			
(就職指導内容) 県内・県外サロンによる就職ガイダンス、個別就職相談他			
(主な学修成果（資格・検定等）) 美容師国家試験受験資格、SBS 認定ネイルディレクター 2 級、JMA メイクディレクター 1 級、2 級、3 級、SBS 認定エステディレクター 2 級、SBS 認定着付けディレクター 2 級、SBS 認定接客マナー 3 級、ビューティコーディネーター検定 3 級、日本カラーコーディネーター検定 3 級、JAE 日本エアリーエクステスクール認定検定、BEA ボディージュエリスト検定協会認定検定			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
209 人	25 人	11.9%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
美容学科	75,000 円	804,000 円	110,000 円	その他内訳 施設費：50,000 円 教育充実費：60,000 円
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kakenbi.jp/information/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
関連業者関係者、地域関係者、保護者代表、卒業生を評価委員に任命し、実施した自己評価に対する外部人材の意見を踏まえ、学校運営全般の改善を行う。評価項目である教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、法令等の遵守、社会貢献・地域貢献、財務に関する各評価項目に対する自己評価を全教職員が提出、集計結果を学校関係者評価委員が評価を行う		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
ボニータ・東美容院 代表	R7.4.1 ～ R8.3.31	企業等委員
Hello Design Coconeel 美容師	R7.4.1 ～ R8.3.31	卒業生代表
美容室 慶 代表	R7.4.1 ～ R8.3.31	地域関係者
主婦	R7.4.1 ～ R8.3.31	保護者代表
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kakenbi.jp/information/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kakenbi.jp/information/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H146310000323
学校名（〇〇大学 等）	鹿児島県美容専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	鹿児島県美容生活衛生同業組合

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		5 7 人（－）人	5 2 人（－）人	5 9 人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	3 1 人	2 9 人	
	（うち多子世帯）	（－）人	（－）人	
	第Ⅱ区分	1 8 人	1 1 人	
	（うち多子世帯）	（－）人	（－）人	
	第Ⅲ区分	6 人	1 1 人	
	（うち多子世帯）	（－）人	（－）人	
	第Ⅳ区分（理工農）	－ 人	－ 人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	2 人	1 人	
	区分外（多子世帯）	1 人	4 人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（－）人
合計（年間）				5 9 人（－）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。